

From たんぽぽ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
日時 2025/06/06 金曜日 19:13

たんぽぽ舎です。【TMM:No5208】地震と原発事故情報-5つの情報をお知らせします

たんぽぽ舎です。【TMM:No5208】

2025年6月6日(金)地震と原発事故情報-

5つの情報をお知らせします

転載・転送歓迎

(転載される方はご一報願います)

★1. 緊急声明

「GX脱炭素電源法」を廃止し、

「第7次エネルギー基本計画」の実行を阻止しよう！

(「GX脱炭素電源法」の全面施行を受けて)

6/8「もうやめよう あぶない原発！大集会inおおさか」参加を！

木原壮林（老朽原発うごかすな！実行委員会）

★2. 漁業免許の場合にも「公物管理法に基づく占用許可が必要」と
の通達あり

埋立免許と公物管理法の関係は漁業免許と公物管理法の関係と同じ

埋立工事は公物管理法に基づく使用許可に拠る

埋立工事は許可使用だから自由使用を排除できず、

協力をお願いして実施するしかない

連載「権利に基づく闘い」その43

熊本一規（明治学院大学名誉教授）

★3. 東海第二原発運転差止訴訟～原告団総会に参加して

裁判所が2026年12月の再稼働を指標にして審理

2026年で結審、2027年早期に判決の予定

小林和博（原告団賛同人）

★4. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)

◆永山則夫は4人も殺した殺人犯でしょ。

で、思考停止しない社会へ！6/15プリズンアカデミー

ゲスト：深田卓さん 会場：青猫書房

★5. 新聞より2つ

◆巨額賠償一転、原告らどよめき 東電旧経営陣免責判断に憤り

(6月6日12時19分「共同通信」より)

◆日本人の手

赤沢(経済再生)担当大臣、あなたの手には何が見えていますか

大矢英代（カリフォルニア州立大助教授）

(6月2日「東京新聞」朝刊19面「本音のコラム」より)

※明日です！ ご参加ください！

6月7日(土) 浅野健一が選ぶ講師による「人権とメディア」連続講座

「アイヌ女性の複合差別からの脱却を目指して」

の闘いの高揚が重要です。

目に見え、耳に聞こえる市民の行動の高揚によって、混沌化、流動化しながら反動に進む流れを逆流させ、原発のない、人の命と尊厳が大切にされる社会を展望しましょう！

6/8「もうやめよう あぶない原発！大集会 in おおさか」にご参加をお願いします！

日 時：6月8日（日）13:00開会（14時30分まで）

場 所：うつぼ公園（大阪市西区靱本町）

集会後、難波まで御堂筋をデモ行進

主 催：老朽原発うごかすな！実行委員会

□

■2. 漁業免許の場合にも「公物管理法に基づく占用許可が必要」と

の通達あり

埋立免許と公物管理法の関係は漁業免許と公物管理法の関係と同じ

埋立工事は公物管理法に基づく使用許可に拠る

埋立工事は許可使用だから自由使用を排除できず、

協力をお願いして実施するしかない

連載「権利に基づく闘い」その43

—— 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 連載その42（2025/5/23発信TMMNo.5202）で、公共用物に関しては公有水面埋立法は法的効力を持たないので、公物管理法に基づく法的効力に拠るしかないことを述べました。

言い換えれば、公共用水面の使用や占有をするには、埋立免許ではなく、公物管理法に基づく使用許可や占有許可に拠らなければならないということです。

◎ 全く同じことが漁業免許についても言えます。

漁業免許に関して、漁業法が公物管理法ではないことに起因する次のような通達があります。

照会（昭和28年3月26日・石川県知事）

漁業の免許は当該水面を占有する権利の免許を含んでいないからそれぞれの法規により占有の許可を受けなければならないと解して可なりや。

回答（昭和28年7月15日水産庁長官「漁業の免許と水面使用関係法令について」）

漁業権は、特定の水面において特定の漁業を営む権利であって、漁業権の免許により水面を占有する権利を与えられるものではない。

然して定置、区画漁業の如く工作物を設置し水面を占有して営む漁業については、水面使用関係を規定する各法令又は規則がある場合はこれによる行政庁の許可を受くることを要するものと思料する。

◎ 定置漁業には大型定置網の設置が、また区画漁業には養殖いかだの設置が必要ですが、それらの設置を漁業免許に拠って行なうことはできず、別途、公物管理法上の占有許可を要するという通達内容です。

公有水面埋立法も漁業法も公物管理法ではないため、埋立免許や漁業免許に拠って公共用水面の使用や占有を行なうことはできず、それらを行なうには公物管理法に基づく使用許可や占有許可を必要とするの

です。（注1）

◎ ということは、埋立工事は、埋立免許に拠ってではなく、公物管理法（港湾法等）に基づく使用許可に拠って行なわれるということであり、埋立工事は「公共用水面の許可使用」にあたるということです。

許可使用は、許可に拠って一般的禁止が解除されて使用できるからです。許可を得てはじめて自由使用と同じ立場に立つにすぎず、他の自由使用を排除することなどできません。

つまり、中国電力が主張するように、埋立工事が他の水面使用を排除することなどできないのです。

◎ それは、道路工事の際に、歩行者を排除して工事を行なえないのと同じです。

道路工事は、道路という公共用物の許可使用ですから、他の自由使用を排除して行なうことはできず、歩行者等に頭を下げ、協力をお願いして実施しなければならないのですが、埋立工事も道路工事と全く同じなのです。

◎ 大正10年に公有水面埋立法が制定されて以来約百年もの間、埋立免許の効力は絶大であり、埋立免許取得者は他の水面使用を排除して埋立工事を行なえるかのように思われてきましたが、それは何の根拠もない錯覚だったのです。

注1：漁業の場合には、水面上に養殖いかだ等を設置すれば済むので占有許可だけが必要であり、使用許可は必要ない。他方、埋立の場合には、埋立工事が必要だから、使用許可が必要である。

□
■ 3. 東海第二原発運転差止訴訟～原告団総会に参加して
| 裁判所が2026年12月の再稼働を指標にして審理
| 2026年で結審、2027年早期に判決の予定
└── 小林和博（原告団賛同人）

5月24日、茨城県民文化センターにおいて原告団総会に参加してきましたので報告します。

まず昨年度の総括として確認しておく点は、

1. 防潮堤欠陥工事を法廷の中でも明らかにして工事完了延期に追い込んだこと、
2. 「避難計画不備は人格権侵害の具体的危険を基礎づける」ことを立証したことです。

例えば、東海村、日立市の避難計画について避難退域時検査は住民らの生命、身体保護のために正確な検査と迅速な避難のいずれも必要であり、いずれかを犠牲にすることはできない原子力災害特有の矛盾であることを明らかにしたことです。

次に今後の裁判について、裁判所が2026年12月の再稼働を指標にして審理しており、2025年は3回の期日により双方の主張を終え、2026年で結審、2027年早期に判決の予定であることが紹介されました。

これについてどう対応するかです。

そして2025年の活動における重要方針ですが、「すべての主張・立証